

## 市長等の措置に係る通知書

（議会事務局総務課）

平成24年10月31日監査執行

No	指摘事項	措置の状況	改善又は 検討の目標 年 月 日
1	<p>（議会事務局総務課）</p> <p>政務調査費の事務手続は適正か</p> <p>次のとおり事務処理の一部に改善を要するものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり、必要な措置を講じられたい。</p> <p>① 支出額の一部に対象期間に該当しないものなどがあつた。</p> <p>② 領収書の一部にその用途が記載されていないなど「政務調査費運用細則」の規定に適合しないものがあつた。</p>	<p>①対象期間に該当しないものについては、出納帳（領収書綴り）を修正し、政務調査費収支報告書の訂正を行います。</p> <p>②今後の執行にあたりましては、議会事務局の確認をより厳密に行うとともに、各会派の経理責任者に政務調査費運用細則の規定遵守を改めて依頼します。</p>	<p>2013年 3月31日</p> <p>2013年 4月 1日</p>

## 市長等の措置に係る通知書

（議会事務局議事課）

平成24年10月31日監査執行

No	指摘事項	措置の状況	改善又は 検討の目標 年 月 日
1	<p>（議会事務局議事課）</p> <p>委託料の執行は適正か</p> <p>次のとおり改善を要するものが見受けられたので、今後の事務を執行するに当たり、必要な措置を講じられたい。</p> <p>① 契約を締結せずに委託業務を実施させているものがあった。</p> <p>② 委託業務の主要な部分（設計金額の過半）を再委託しているものがあった。</p> <p>③ 業務委託見積書の徴取がされていないものがあった。</p> <p>④ 業務の実施時期、実施方法等仕様書に定めるべき基本的事項が定められていないものがあった。</p>	<p>① 事務処理の遅れを生じさせることがないよう、課内会議において周知徹底を図りました。今後は適正な執行を行うよう注意します。</p> <p>② 会議録作成業務委託の今後の契約方法につきましては、局内で検討を行い、検討結果を平成25年度契約に反映させていきたいと考えております。</p> <p>③ 速やかに書類の徴収を行うとともに、平成25年度の契約事務においては、適正な執行を行うよう注意します。</p> <p>④ 仕様書に定める事項を整備し、平成25年度契約に反映させていきたいと考えております。</p>	2013年 4月1日